

第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画の変更に係る意見聴取について

1 概要

第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の内容を一部変更する必要が生じたため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 7 項の規定により、下記のとおり意見を聴取するもの。

参 考

【子ども・子育て支援法】

第 61 条第 7 項 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 変更を行う理由

教育・保育施設と乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）事業者との連携・接続についてを計画の必須記載事項とすることとして、こども家庭庁成育局保育政策課から令和 7 年 9 月 16 日付けで事務連絡があったため。

【教育・保育施設と乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）事業者との連携・接続について】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、満 3 歳以上の児童を対象としていないことから、満 3 歳児を受け入れる教育・保育施設がない場合、3 歳の誕生日を迎えると、その後 4 月までの間、社会全体での支援が途切れてしまうなど、教育・保育施設と乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）事業者の円滑な連携・接続に支障が生じる恐れがある。このため、幼稚園に対して満 3 歳児クラスの活用を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努める必要がある。

3 変更内容

第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画新旧対照表（65 ページ）

変更後	変更前
<p>(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p> <p>多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として保育を行います。本市においては、令和 8 年度から事業を実施予定です。なお、実施にあたっては、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制を整備します。</p>	<p>(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p> <p>多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として保育を行います。本市においては、令和 8 年度から事業を実施予定です。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>